

# 合併 Information

第4号

『ガッペイ  
インフォメーション』  
合併に関するさまざ  
まな情報をお知らせ  
します！

<http://www.iynkft-gappei.jp/>

# 9

2004  
SEPTEMBER

花火大会

ファイル(F) 編集(E) オブジェクト(O) 文字(T) 選択(S) フィルタ(L) 効果(C)

**夏 真っ盛り!**



伊予市住吉祭り  
花火大会 7・29



ふたみの夏祭り  
花火大会 8・8

※中山町の花火大会は、台風の影響で残念ながら中止になりました。

Contents

今回お知らせの内容

- 第6回合併協議会開催  
「一般職の職員の身分の取扱いについて」 P2-3
- 第7回合併協議会開催  
「財産及び債務の取扱いについて」 P3-4
- 次回協議会のご案内  
第9回・第10回合併協議会のご案内 P4

合併協議会事務局

☎ 799-3114 伊予市灘町3 6 3 番地

☎ 946-7202 ☎ FAX 946-7203

✉ info@iynkft-gappei.jp

🌐 <http://www.iynkft-gappei.jp/>

第6回合併協議会

ファイル(F) 編集(E) オブジェクト(O) 文字(T)

**第6回合併協議会開催!**



※7月22日(木)午前9時30分から伊予市市民会館において第6回合併協議会を開催しました。詳細は2~3ページをご覧ください。



## 第6回 合併協議会開催！

協議結果は次のとおりです。

### ◇報告

#### 報告第14号 新市電算システムの選定について

新市電算システムの統合については、住民及び行政双方にとって安全、確実な新市への移行を実現するため、①合併期日までにシステム統合が確実に完了できること。②リスクが最小限に抑えられること。③経費が最小限に抑えられること。④職員に過度な作業負担を強いることがないこと。などの基本方針を踏まえ、「既存システムを活用する方式」に決定しました。

上記の方針に沿って伊予市、中山町、双海町の現行システムを情報化推進審議会において審議した結果を踏まえ、「新市電算システムについては、伊予市の既存のシステムを活用し、そのシステムを拡張して構築する。ただし、新市電算システムへの拡張にかかる経費については、今後も随時精査すること。中山町・双海町のシステムについても、優位点は可能な限り新市電算システムに反映するよう考慮すること。」が承認されました。

### ◇協議

#### 協議第21号 一般職の職員の身分の取扱いについて

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法律的には失職してしまうことになります。

このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村はその協議により、合併の際にその職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています。

そのため、一般職の職員の身分の引継ぎについては合併協議会において協議する必要があります。

そこで、協議した結果、次のとおり確認されました。

#### 【一般職の職員の身分の取扱い】

伊予市、中山町及び双海町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。  
(具体的内容調整)

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

#### 協議第22号 ※一部事務組合等の取扱い(その1)について

3市町が加入している**一部事務組合**等の取扱いについて、次のとおり確認されました。

#### 【一部事務組合等の取扱い】

- 1 伊予消防等事務組合、愛媛県市町村職員退職手当組合及び愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日

#### Point 一部事務組合とは？

一部事務組合とは、市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立された組合で、特別地方公共団体になります。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的であるなどの理由で設立されるもので、ゴミ処理、し尿処理、消防、火葬など様々な事務処理のために各地で設立されています。

#### Point 第3セクターとは？

第3セクターとは、市町村が出資して商法の規定に基づき設立された株式会社、有限会社等の経営形態をとる法人のことです。通常は、公的、非営利的な特性を持つ自治体と利潤追求の特性を持つ民間企業とが共同出資して設立した経営組織体(会社)のことをいいます。

の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

- 2 伊予市が加入している伊予市外3カ町村共有物組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 3 中山町及び双海町が加入している愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 4 伊予市及び双海町が加入している中予広域水道企業団については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 5 伊予市及び双海町が加入している伊予地区ごみ処理施設管理組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 6 中山町が加入している内山衛生事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

区域で加入する。

- 7 伊予市が加入している伊予市松前町共立衛生組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 8 中山町及び双海町が加入している大洲喜多衛生事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 9 中山町及び双海町が加入している愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合及び愛媛県自治会館管理組合については、合併の前日をもって脱退する。
- 10 松山地区広域市町村圏協議会及び伊予地区介護認定審査会

## 第7回 合併協議会開催！



8月12日(木)午後2時から中山町農業総合センターにおいて、第7回合併協議会を開催しました。  
協議結果は次のとおりです。

### ◇協議

#### 協議第23号 財産及び債務の取扱いについて

地方公共団体の財産は、地方自治法において、「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」、に分類されています。

市町村の合併が行われた場合、これらの財産の処分を必要とするときは、地方自治法の規定により

については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

#### 協議第20号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて(継続協議)

消防防災関係事業については、前回の協議会から継続協議となっている協議事項であり、再度審議した結果、次のとおり確認されました。

#### 【消防防災関係】

- 1 消防団の組織については、合併時に調整する。
- 2 伊予市、中山町及び双海町の消防団員については、すべて新市の消防団員として引き継ぐものとする。
- 3 任用、退職、分限、懲戒につい

合併関係市町村が協議してこれを定めるようになっています。

原則的には、合併関係市町村が持っている財産は、すべて合併後の市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併後の市町村の公の施設として取扱うことが通例です。

そこで、協議した結果、次のとおり確認されました。

#### 【財産及び債務の取扱いについて】

伊予市、中山町及び双海町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### 協議第24号 ※一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議した結果、次のとおり確認されました。

#### 【一部事務組合】

- 1 松山広域福祉施設事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

ては、合併時に伊予市の例により調整する。

- 4 消防団諸行事については、新市において調整する。
- 5 消防施設等については、新市において調整する。
- 6 災害対策本部については、合併時に調整する。
- 7 災害時の相互応援支援協定については、新市において速やかに再締結をする。
- 8 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに制度を制定する。
- 9 防災会議については、合併時に伊予市の例により調整する。
- 10 水防協議会は、合併時に廃止する。

2 伊予市が加入している松山養護老人ホーム事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

3 中山町及び双海町が加入している伊予郡養護老人ホーム組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

#### 【土地開発公社】

4 中山町土地開発公社及び双海町土地開発公社については、所有する財産の全てを伊予市土地開発公社に譲渡し、合併の前日をもって解散する。

伊予市土地開発公社については、新市土地開発公社として存続する。

#### ※第3セクター

5 株式会社まちづくり郡中、有限会社栗の里なかやま、株式会社プロシーズ及び有限会社シーサイドふたみについては、現行

のとおり新市に引き継ぎ、合併後において経営基盤の強化を図るよう指導に努めるものとする。

### 協議第25号 公共的団体等の取扱いについて

「公共的団体等」とは、その市町村の区域内にあるJAや森林組合などの協同組合、商工会、商工会議所などの産業経済団体や青年団、婦人会などの文化事業団体など、法人格の有無を問わず、公共的活動を営む全ての団体のことです。

協議した結果、次のとおり確認されました。

#### 【公共的団体等】

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

- 1 設立の趣旨、活動等が共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 設立の趣旨、活動等が共通

しているが、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。

- 3 設立の趣旨、活動等が共通しているが、地域に密着しているなどのため調整が困難な団体、及び各市町に共通していない独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。

### 協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて

市町村は、公益性上必要がある場合、各種団体等に対して趣旨、目的に応じた補助金、交付金を交付し、財政的支援を行っていますが、合併を機に補助金又は補助制度を整理統合し、合併市町村全体の均衡を考慮して調整を図る必要があります。

そこで、補助金、交付金等の取扱いについては、次の調整案が確認されました。

- 3 市町の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整

するものとする。

- 1 同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い機会に統一の方向で調整する。
- 2 独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金等については、統合・廃止の方向で調整する。

### 協議第27～28号 各種事務事業の取扱いについて

次のとおり確認されました。

#### 【人権関係】

- 1 人権・同和教育については、合併時に指針を策定する。
- 2 生活相談員については、中山町域にも設置する。
- 3 隣保館運営事業については、新市に広く展開していく。

#### 【保健関係】

- 1 健康づくり推進委員については、合併時に廃止し、新市においては、新たな組織を検討する。
- 2 各種検診・健康診査等については、合併時に調整する。
- 3 在宅当番医制事業については、合併時に伊予医師会と調整する。

## 次回協議会のご案内

### 第9回合併協議会

日時：9月9日(木)  
午後2時から  
場所：伊予市市民会館

### 第10回合併協議会

日時：9月16日(木)  
午後2時から  
場所：中山町農業総合センター

※都合により開催日時等が変更になることもありますので、当協議会事務局でご確認ください。



協議会は傍聴できます。当日15分前からの受付で入場できます。会議資料もお渡ししていますので、ぜひご来場ください。定員は30人ですが、会場の都合により増減することがあります。ご了承ください。